新型コロナウイルス感染症の影響で、掲載内容は変更の場合があります。最新情報は市ホームページをご確認ください。

Information Salon

インフォメーションサロン

日々の暮らしに役立つ
情報を見つけませんか

新型コロナウイルス感染症の影響で、掲載内容は変更の場合があります。最新情報は市ホームページをご確認ください。

イベント・講座

モンベルアウトドアチャレンジ!

●アウトドアセミナー（カヌー・カヤックのはじめ方）
▼日時 4月2日(土) 11時～12時

●キャンプ講習会、タープの張り方、火の熾（おこ）し方
▼日時 4月4日(月) 10時～13時
▼参加費 5000円

●アウトドアセミナー（屋久島の歩き方）
▼日時 4月9日(土) 11時～12時

●はじめてのアウトドアクッキング（薪釜オーブン編）
▼日時 4月11日(月) 10時～12時
▼参加費 5500円

●石鎚連峰を眺める寒風山トレッキング
▼日時 4月16日(土) 9時～15時
▼参加費 6000円

●カヤック体験会Halfday小松大谷池
▼日時 4月18日(月) 9時30分～12時・13時30分～16時
▼参加費 5500円

●アウトドアセミナー（山道具のメンテナンス）
▼日時 4月23日(土) 11時～12時

●山歩き講習会（はじめてのテント泊登山）
▼日時 4月23日(土) 10時～12時
▼参加費 3700円

●アルフェック体験会Halfday休暇村・瀬戸内東予
▼日時 4月24日(日) 10時30分～13時・14時～16時30分
▼参加費 4500円

●西日本最高峰百名山石鎚山登山（成就コース）
▼日時 4月29日(金) 7時45分～16時15分
▼参加費 8000円
申 アウトドアオアシス石鎚
TEL0898－76－3116
詳細は▼

おあしす市場　春祭り

▼日時 4月3日(日) 10時～16時（売切れ次第終了）
▼場所 アウトドアオアシス石鎚イベント広場
▼内容 キッチンカーや、雑貨・手芸用品のお店が勢ぞろいします
問 小松おあしす市場
TEL0898－72－3011
詳細は▼

草木染教室「春の植物で染める」

▼日時 4月25日(月)～28日(木) 9時30分～12時
▼場所 石鎚ふれあいの里
▼内容 春の植物を使って、布を染めます。
▼定員 各日6人（先着順、要予約）
▼参加費 1200円（別途布代必要）
▼持ち物 エプロン、ナイロン袋
申 西条自然学校
TEL080－5667－5314

石鎚 西条 シートゥーサミット 2022

●内容
カヤック、バイク（自転車）、ハイク（登山）の3種目で、燧灘から星ヶ森を目指す環境スポーツイベント。

●環境イベント（海岸清掃）
▼日時 6月25日(土) 13時～（予定）
▼場所 休暇村瀬戸内東予（瀬戸内海国立公園）

●スポーツイベント
▼日時 6月26日(日) 7時～
▼コース 休暇村瀬戸内東予キャンプ場～横峰寺星ヶ森（カヤック約5km・バイク約13km・ハイク約10km）
▼申込方法 大会公式ホームページから申し込み。
▼申込期間 4月25日(月)～5月26日(木)（予定）
問 市庁舎新館2階観光振興課
TEL0897－52－1446
詳細は▼

まちの魅力を再発見！

4月のスポーツカレンダー

行事の日程・場所などは、変更になる場合あり

行事名	日時	場所
西条市スポーツ少年団軟式野球交流大会西条予選	2日　9:00	市民公園多目的広場
2022年度少林寺拳法西条地区少年錬成大会	3日　9:30	玉津小学校
西条軟式野球協会旗（天皇賜杯、高松宮賜杯）大会	3日　9:00	市民公園 多目的広場ほか
西条市議会議長杯 （第77回国民体育大会成年男子支部選考会）大会	10日　9:00 17日　9:00 24日　9:00	ひうち球場ほか
西条市スポーツ少年団バドミントン普及大会	24日　9:00	総合体育館

問＝問合せ　申＝申込先

親子で野球を体験！キッズ・ボールパークを開催します

▼対象 4歳～6歳の未就学児とその保護者
▼日時 5月14日(土) 10時～12時（受付9時30分）
▼場所 ビバ・スポルティアSAIJO
▼定員 50組（先着順）
▼申込方法 応募フォームまたは、ホームページから申込書をダウンロードしファクスで申し込み。
▼申込期限 4月30日(土)
問 市庁舎新館2階スポーツ健康課
TEL0897－52－1255
詳細は▼

親子で野球を楽しもう！

創作教室

受講希望者は、各施設へ直接お申し込みください（電話申し込み不可）。受講料は無料ですが、材料費は個人負担です。
※新型コロナウイルス感染症対策により、予定は変更する場合があります

申込期間　4月1日(金)～10日(日)（先着順）
※全施設、月曜日・祝日休館

創作の家　大町395－1　TEL0897－56－7493

教室名・内容	定員	日時
陶芸　花瓶・食器・飾り物など	20人	第2木曜日　13：30～16：00
鉢物　鉢植えの手入れ	20人	第1・3火曜日　13：30～16：00
木彫　初心者コース 一般彫刻・アクセサリーなど	20人	第1・3水曜日　13：00～16：00
木工　初心者コース　小型家具など	15人	第1・3木曜日　13：00～16：00
紙粘土　紙粘土人形・花作りなど	15人	第2・4金曜日　9：30～12：00
パソコン　初心者コース	15人	第1・3土曜日　9：00～11：30
書道　初心者コース	15人	第2・4水曜日　9：30～11：30
トールペイント　アクリル絵の具	10人	第1・3金曜日　13：00～15：30

▲革細工
パッチワーク▶

西条東部地域交流センター　飯岡550　TEL0897－55－3961

教室名・内容	定員	日時
健康体操 心身をリフレッシュさせる体操	20人	第2・4水曜日　9：30～11：00
紙粘土　紙粘土人形・花作りなど	15人	第1・3水曜日　9：30～12：00
木彫　アクセサリーなど、一般彫刻	15人	第2・4水曜日　13：00～16：00
トールペイント アクリル絵の具ペイント	15人	第2・4火曜日　13：00～16：00
かずらクラフト 手工芸品、民芸品	15人	第3火曜日　9：30～16：00
歌唱（1部）　歌謡曲ほか	35人	第1・3水曜日　13：00～15：30
歌唱（2部）　歌謡曲ほか	35人	第2・4水曜日　13：00～15：30

東予南地域交流センター　石田402－1　TEL0898－65－6680

教室名・内容	定員	日時
陶芸（初級）　コップ、花瓶、食器	12人	第2・4水曜日　9：30～11：30
陶芸（中級）　初級修了者対象	12人	第2・4木曜日　9：30～11：30
茶道（初級）　礼儀、お茶の作法	5人	第2・4水曜日　10：00～12：00
茶道（中級）　初級修了者対象	5人	第1・3水曜日　10：00～12：00
カントリークラフト カントリー小物や雑貨作り	12人	第2金曜日　13：30～15：30
ネイチャープリント 小物、アクセサリー、壁飾りなど	12人	第3木曜日　9：30～11：30
リフレッシュ体操 簡単体操で心身リラックス	12人	第1・3金曜日　13：30～15：00

西条西部地域交流センター　氷見西新開59　TEL0897－57－6061

教室名・内容	定員	日時
陶芸　花瓶・食器・飾り物など	20人	第1・3木曜日　13：30～16：00
木彫　アクセサリーなど、一般彫刻	20人	第2・4火曜日　13：00～16：00
染色　現代の感性に合った染色	16人	第1水曜日　9：30～15：30
歌唱（1部）　歌謡曲ほか	40人	第1・3木曜日　13：00～15：30
歌唱（2部）　歌謡曲ほか	40人	第2・4木曜日　13：00～15：30
トールペイント アクリル絵の具ペイント	20人	第4金曜日　9：30～12：00

東予北地域交流センター　三芳997　TEL0898－66－4185

教室名・内容	定員	日時
革細工 小物、バック、財布、ストラップ	10人	第1・3・5水曜日 13：30～16：00
パッチワーク（初級） 小物入れ、飾り物、手提げバッグ、ポーチなど	15人	第1・3・5土曜日 4月～9月　13：30～14：45 10月～2月　14：45～16：00
ボール体操 ボールを使った体操（年10回）と、音楽に合わせたリズム体操（年4回）	15人	第2木曜日（年10回）13：30～15：30 第4木曜日（年4回）13：30～15：00
コンディショニング 身体の調子を整える体操	15人	第1水曜日（年8回）13：30～15：00 第3水曜日（年9回）13：30～15：00

新型コロナウイルス感染症の影響で、掲載内容は変更の場合があります。最新情報は市ホームページをご確認ください。

放置竹林を伐採整備して豊かな自然を再生しよう！

▼日時　4月24日(日)
9時～14時30分
(8時45分集合)
▼集合場所　丹原総合公園駐車場
▼内容　放置竹林の伐採整備、チッパー機を使った伐採竹の粉砕、筍採取など。
※作業できる服装・滑りにくい靴で参加。工具・弁当は会が用意します
申 竹林をよくする会（大西）
TEL 090－2657－8916

竹林整備で健全な山づくりを

市民救命士養成講習会

▼日時　4月17日(日)
9時～12時
▼場所　東消防署
▼内容　AEDの取り扱いと心肺蘇生法の講習
問 東消防署
TEL 0897－55－0119
問 西消防署
TEL 0898－68－0119

詳細は▼

命を守るための講習。ぜひご参加を

カブトガニKIDS

年間5回の活動を通して、カブトガニや自然環境の学習を行います。
●**対象**　小学3年生以上
○**第1回**
▼日時　5月15日(日)
13時30分～15時
▼内容　カブトガニについて勉強。
○**第2回**
▼日時　6月19日(日)
13時30分～15時30分
▼内容　カブトガニ飼育水槽を一緒に掃除。
○**第3回**
▼日時　7月10日(日)
13時～15時30分
▼内容　河原津海岸で幼生の調査、観察とゴミについての学習。
○**第4回**
▼日時　7月30日(土)
19時～20時30分
▼内容　夜のカブトガニを観察。運が良ければ産卵も確認できるかも。
○**第5回**
▼日時　8月14日(日)
13時～14時
▼内容　卵の成長の様子を顕微鏡で観察・撮影します。
●**定員**　10人（抽選制）
※結果は4月中にお知らせ
●**申込方法**　電話か申込先の窓口で申し込み
●**募集期間**　4月1日(金)～20日(水)
※第3回は必ず保護者同伴。その他の回は、保護者の同伴可能ですが、コロナ対策のため最小人数でお願いします
申 東予郷土館
TEL 0898－65－4797

聴覚・視覚障がい者料理教室

●**対象**　聴覚・視覚障害者手帳をお持ちの方
●**聴覚障がい者料理教室**
▼日時　4・6・8・10・12・2月の第4月曜日（予定）
9時30分～13時
▼場所　総合福祉センター
●**視覚障がい者料理教室**
▼場所・開催日
○総合福祉センター
4・6・8・10・12・2月の第4火曜日（予定）
○東予総合福祉センター
5・7・9・1・3月の第4火曜日（予定）
▼時間　9時30分～13時
●**内容**　同じ障がいのある方と一緒に調理方法や栄養管理を学ぶ。
●**定員**　各20人程度（先着順）
申 市庁舎本館1階社会福祉課
TEL 0897－52－1214
FAX 0897－52－1294

地元産品を使った教室・催し
食の創造館
教室の開催状況は、ホームページでも掲載しています▶
TEL0898－65－7150　休館日：日・月曜日

▶春野菜を楽しもう！
日時　4月14日(木)　10時～13時
内容　鶏むね肉と菜の花のチリソース、丸ごと玉ねぎのご馳走スープ、春キャベツのレモン酢などを作る。
講師　野菜ソムリエ　藤田冨美江氏　**定員**　12人（先着順）
参加費　1,500円　**申込期限**　4月7日(木)

▶野菜ソムリエの親子料理教室
日時　4月23日(土)　10時～13時
内容　裏巻きずしや季節の野菜を使った簡単ランチを作る。
講師　野菜ソムリエ上級プロ　加藤智子氏
定員　親子6組（先着順）
参加費　1組2,500円（子ども1人追加につき600円）
申込期限　4月16日(土)

問＝問合せ　申＝申込先

認知症情報交換会

▼日時　4月13日(水)
13時～15時
▼場所　総合福祉センター
3階会議室(1)
▼内容　認知症の本人や介護者の交流、話し合い、相談。
問（公社）認知症の人と家族の会（大澤）
TEL 080－3740－0697

手話奉仕員養成講座（入門、基礎課程）

▼対象　これから手話を学ぶ方
▼日時（全40回）
4月28日～令和5年3月9日の毎週木曜日（祝日などを除く）　19時～21時
▼場所　総合福祉センター
▼内容　聴覚障がい者とコミュニケーションをとるために手話を学習
▼テキスト代・実費
3300円程度
申 社会福祉協議会ボランティアセンター
TEL 0898－64－2600
FAX 0898－64－3920

手話通訳者・要約筆記者養成研修

●**手話通訳者Ⅱ**
▼対象　手話通訳者養成講習会（手話通訳Ⅰ課程）を修了したか同程度の知識・技術を有し、県内に居住または勤務する方
▼期間　5月～令和5年1月
月1回（土曜日）
▼場所　東予会場（西条市）・南予会場（西予市）
▼定員　各20人
▼申込期間
4月6日(水)～4月27日(水)
●**要約筆記者（手書きコース・パソコンコース）**
▼対象　県内に居住または勤務する方
▼期間　5月～令和5年2月
月1～5回（土・日曜日）
▼会場　西条市内
▼定員　各コース10人
※要約筆記奉仕員養成研修修了者は、補講コースを受講可能
▼申込期間
4月6日(水)～5月18日(水)
申 愛媛県視聴覚福祉センター
TEL 089－923－9093

健康・福祉

自動車税・軽自動車税を減免します

▼対象となる車
4月1日現在で障がい者が所有する自動車、二輪車、軽自動車（1人につきいずれか1台）
※障がい者が18歳未満か、知的・精神障がい者の場合は、その方と生計が同じである方が所有する車を含む
※障がい者用に改造した車両も減免対象となる場合あり
▼使用目的
○**障がい者本人が運転する車**
目的は問いません。
○**障がい者と生計を一にする方が運転する車**
申請日（軽自動車税の場合は、4月1日）現在、障がい者の通学・通院・通所・生業等のために車を使用しており、今後1年以上の間も週1回以上又は月4回以上使用が見込まれる場合。
○**障がい者のみで構成される世帯の方を常時介護している方が運転する車**
申請日（軽自動車税の場合は、4月1日）現在、障がい者のために車を使用しており、今後1年以上の間も週3回以上の使用が見込まれる場合。
▼持ち物
納税通知書、各種障がい者手帳、運転免許証、車検証
※軽自動車税の場合は、マイナンバーが分かるもの（通知カード等）も必要
※本人以外が運転する場合は、運転者の免許証、通院・通所等各種証明書、生計同一証明書なども必要
▼申請期間
○**自動車税**
4月1日(金)～5月24日(火)
○**軽自動車税**　5月6日(金)～24日(火)（軽自動車税の納税通知書は5月上旬発送予定）
※期限後は受付できません
▼自動車税の申請先
東予地方局　課税課
TEL 0897－56－1300
▼軽自動車税の申請先
○市庁舎本館2階　市民税課
TEL 0897－52－1317
○各総合支所　総務課税務係

自動車税・軽自動車税が減免される障がい者の障がい程度

区分		本人運転	家族等の運転
視覚障がい		1～4級	
聴覚障がい		2・3級	
平衡機能障がい		3級	
音声機能・言語機能・そしゃく機能の障がい		3級(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合)	－
上肢不自由		1・2級	
下肢不自由		1～6級	1～3級
体幹不自由		1～3・5級	1～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1・2級	
	移動機能	1～6級	1～3級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障がい		1・3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障がい		1～3級	
知的障がい		A(療育手帳)	
精神障がい		1級(精神障害者保健福祉手帳)	

※戦傷病者も減免の対象となる場合があります

新型コロナウイルス感染症の影響で、掲載内容は変更の場合があります。最新情報は市ホームページをご確認ください。

タクシー・公衆浴場の利用（助成）券を交付します

●タクシー利用助成券

▼対象
①在宅高齢者
満75歳以上で、市民税非課税世帯の方
②在宅重度心身障がい者（児）
市民税非課税世帯に属し、身体障害者手帳肢体不自由上肢機能障がい1級、下肢機能障がい1・2級、体幹機能障がい1・2級、移動機能障がい1・2級、視覚障がい1・2級、聴覚言語障がい1級、内部障がい1級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方

▼交付枚数
①1人年間12枚（同一世帯の2人目からは年間6枚）
②1人年間24枚

●公衆浴場無料開放事業利用券

▼対象
○在宅高齢者（満65歳以上）
○在宅心身障がい者(児)（各種障がい者手帳所持者）

▼交付枚数
1人年間36枚

▼利用できる公衆浴場
宝湯（壬生川）、道前渓温泉（丹原町来見）

▼無料開放日 水曜日

●受付 4月1日㈮～

●持ち物 住所・氏名・年齢が分かるもの（マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証、障がい者手帳など）、印鑑、委任状（代理申請の場合）

●注意点
○年度途中での交付は月割り計算となります。
○昨年度の利用券は4月以降使用できません。
○入院中の方や施設入所者、サービス付き高齢者向け住宅・ケアハウス・共同生活介護などの入居者は交付対象となりません。

●交付場所・問合せ

▼高齢者対象
○市庁舎本館1階長寿介護課
℡0897－52－1292
○各総合支所 市民福祉課
○各公民館（公衆浴場無料開放事業利用券のみ）
※公民館での利用券の交付は、申請から数日後

▼障がい者対象
○市庁舎本館1階社会福祉課
℡0897－52－1214
○各総合支所 市民福祉課

後期高齢者医療保険料が変わります

保険料が変わります

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に1度保険料率を見直しています。

医療給付費は、被保険者の増加や医療の高度化などにより、年々増えています。剰余金を最大限活用するなど、できる限り被保険者への影響を少なくするよう配慮し、改定しました。

令和4年度の保険料（年額）

保険料		均等割額		所得割額
限度額66万円（64万円）10円未満切捨	＝	49,140円（47,720円）	＋	被保険者の総所得金額等から43万円（基礎控除額）を差し引いた金額×9.09%（9.02%）

※（ ）内は令和2・3年度の金額

保険料のモデルケース（単身世帯の場合）

年金収入	令和3年度 均等割額	＋ 所得割額	＝ 年間保険料	令和4年度 均等割額	＋ 所得割額	＝ 年間保険料
153万円（軽減割合）	14,316円（7割軽減）	0円	14,310円	14,742円（7割軽減）	0円	14,740円
180万円（軽減割合）	23,860円（5割軽減）	24,354円	48,210円	24,570円（5割軽減）	24,543円	49,110円
200万円（軽減割合）	38,176円（2割軽減）	42,394円	80,570円	39,312円（2割軽減）	42,723円	82,030円

社会全体で制度を支えています

後期高齢者医療制度は、医療機関などでの自己負担分を除き、国・県・市町の負担金（約5割）、現役世代からの支援金（約4割）、被保険者の皆さまからの保険料（約1割）を財源としています。

保険料決定とお知らせの時期

7月中旬に被保険者の皆さんへお知らせ予定です。

問合せ
○愛媛県後期高齢者医療広域連合
℡089－911－7734
○市庁舎新館1階 国保医療課
℡0897－52－1212

問＝問合せ 申＝申込先

ひと・夢・未来 創造拠点複合施設の愛称が決定！

ひと・夢・未来創造拠点複合施設の愛称を昨年10月に募集したところ、全国から680作品の応募がありました。選定の結果、近藤美紀子さん（西条市）の「SAIJO BASE（さいじょう べーす）」に決定しました。

また、愛称の決定に併せ、施設のロゴマーク（タイトル左）も作成しました。

当施設は、交流とチャレンジを応援するまちづくりの拠点として、7月に開館予定です。施設情報は今後、広報紙や市ホームページでお知らせします。

▶問合せ
市庁舎本館4階 公共施設マネジメント推進室
℡0897－52－1688

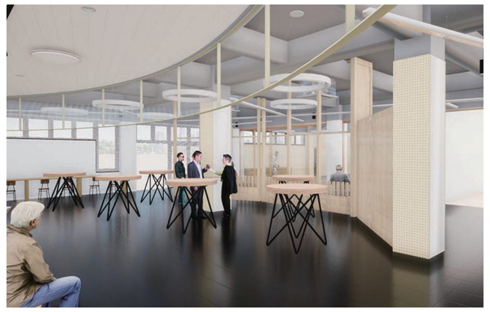

▲SAIJO BASEのイメージ

詳細は

介護保険の住宅改修費・福祉用具購入費の支給に受領委任払いを開始

これまで、介護保険で住宅改修や福祉用具を購入された方は、事業者にいったん費用の全額を支払った後、市へ申請することで保険給付分（7～9割）が払い戻されていました（償還払い）が、一時的な費用負担を軽減するため、受領委任払いを始めました。

受領委任払いは、利用者が保険給付分の受領を市に登録された事業者に委任することで、保険給付分（7～9割）を市が事業者に直接支払うため、利用者は事業者に残りの自己負担分（1～3割分）を支払うことで済みます。

※償還払いと受領委任払いのどちらを利用しても最終的な自己負担額は変わりません

▼受領委任払いの対象
次の全ての条件を満たしている方
○西条市の介護保険被保険者で要介護または要支援の認定を受けていること
○介護保険料に滞納がないこと

▼支給限度額
○**福祉用具購入費** 1年間（4月から翌年3月まで）で10万円までを対象とし、自己負担額を除いた7～9万円
○**住宅改修費** 現在居住している住宅（介護保険被保険者証の住所地）について20万円までを対象とし、自己負担額を除いた14～18万円
※限度額を超えた分は全額自己負担

問市庁舎本館1階長寿介護課
℡0897－52－1423

令和4年度市税の納期

▼固定資産税
○第1期 5月2日㈪
○第2期 8月1日㈪
○第3期 9月30日㈮
○第4期 12月26日㈪

▼軽自動車税（種別割）
○全期 5月31日㈫

▼市県民税（普通徴収分）
○第1期 6月30日㈭
○第2期 8月31日㈬
○第3期 10月31日㈪
○第4期 1月31日㈫

▼国民健康保険税
○第1期 8月1日㈪
○第2期 8月31日㈬
○第3期 9月30日㈮
○第4期 10月31日㈪
○第5期 11月30日㈬
○第6期 12月26日㈪
○第7期 1月31日㈫
○第8期 2月28日㈫

自衛官等募集事務に係る情報提供からの除外受付

自衛隊では、毎年自衛官等募集の対象者へ募集案内を送付しています。市では自衛隊から法令に基づいて、対象者の住民基本情報（氏名、住所）の提供依頼があった場合、自衛官等募集事務に必要な資料として提供する予定です。令和4年度の対象者は平成16年4月2日～平成17年4月1日に生まれた方です。手続きなどの詳細は、ホームページをご覧ください。

※情報を提供されたくない人は、本人または保護者などから除外申出手続きをすることで資料から除外します

問市庁舎新館1階市民生活課
℡0897－52－1211

詳細は

1月の空間放射線量測定結果

平常時での空間放射線量データの監視を目的に、市内8地点で年4回、空間放射線量を測定しています。

1月度の測定の結果、いずれの地点においても異常値は観測されていません。

問市庁舎新館2階環境政策課
℡0897－52－1382

詳細は

新型コロナウイルス感染症の影響で、掲載内容は変更の場合があります。最新情報は市ホームページをご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ

●国民年金の学生納付特例制度をご存じですか

所得の少ない学生は、国民年金保険料の納付を先送り（猶予）できます。

学生の場合でも、万が一、心身の病気や不慮の事故などで障がいが残った場合、条件を満たせば障害基礎年金が支給されます。しかし特例申請などをせず、保険料を未納のままにしていると、障害基礎年金を受け取れない場合があります。保険料を納められないときは、納付特例申請しましょう。

▼対象　所得が一定額以下で、大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上、夜間・定時制課程・通信課程を含む）に在学する20歳以上の方

▼持ち物　基礎年金番号通知書または年金手帳、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）、学生証（コピー可、表裏とも）または在学証明書

※代理の場合は委任状、窓口に来る方の本人確認書類も必要

▼注意点　前年度に承認を受けた方も年度ごとの申請手続きが必要。令和3年度以前に申請・承認済みで、引き続き同じ学校に令和4年度以降も在学予定の方には4月以降に日本年金機構から届くハガキ形式の申請書で手続きができます。特例の承認期間中は年金を受け取る際の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。10年以内なら、さかのぼって保険料を納付できます（経過期間によって一定の額が加算）。

●年金手帳は基礎年金番号通知書に変わります

4月1日以降に初めて年金制度に加入する方（20歳に達した方、20歳前に厚生年金保険の被保険者となった方等）に、年金手帳に替わり、基礎年金番号通知書が交付されます。紛失などで再交付を希望する場合も、基礎年金番号通知書が交付されます。すでに、年金手帳をお持ちの方には基礎年金番号通知書の発行はしません。引き続き年金手帳を大切に保管してください。

問新居浜年金事務所
TEL0897－35－1300
問今治年金事務所
TEL0898－32－6141
問市庁舎新館1階市民生活課
TEL0897－52－1383
問各総合支所　市民福祉課

宝くじの助成で上の川自治会集会所が完成

宝くじの社会貢献広報事業である（一財）自治総合センターの令和3年度コミュニティ助成事業を活用し、上の川自治会集会所が完成しました。今後の活発なコミュニティ活動の拠点となることが期待されます。

問市庁舎本館3階
市民協働推進課
TEL0897－52－1462

完成した上の川自治会集会所

手続きをお忘れなく！
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した皆さんに対し、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等へ、**1世帯当たり10万円の現金を給付**（原則口座振り込み）します。

▶問合せ
市庁舎本館2階　社会福祉課
（住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当窓口）
TEL0897－52－1522
詳細は

●住民税非課税世帯

▶対象
同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の市町村民税均等割が課されていない者である世帯。
※市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は除く

▶手続方法
対象者へは3月上旬に確認書（封筒）をお送りしています。必要事項を記入し、添付書類を添えて返送してください。

●家計急変世帯

▶対象
住民税非課税世帯以外の世帯のうち、令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、世帯全員が令和3年度住民税非課税相当と同様の事情にあると認められる世帯

▶手続方法
申請書に必要書類を添付して申請してください。
※詳細は市ホームページなどをご覧ください

問＝問合せ　申＝申込先

地下水利用で人数変更があったら届け出を

地下水を利用している家庭の下水道使用料は、原則として、世帯の人数を基に算定しています。転居・転入・転出などで人数に変更があったときは、必ず届け出てください。

▼長期不在者の届け出
住民票を異動しないで、市外への就学や勤務、入院・施設入所などで長期間不在の世帯員がいる場合も届け出てください。届け出後の請求から、差し引いた人数で使用料を算定します。届け出は1年ごとや年度末ごとに必要です。詳細は左表をご覧になるか、お問い合わせください。

問市庁舎本館2階
下水道業務課
TEL0897－52－1224
問東予総合支所　建設管理課

引っ越しなどの際には届け出をお忘れなく！

世帯に長期不在者がいる場合の届け出

不在事由	届け出に必要な書類（いずれか一つ、コピー可）	使用料がかからない期間
市外の学校に在学（市外居住）	○在学証明書 ○学生証	卒業見込みの年度末まで
入院（1カ月以上）	○医師の診断書 ○病院の請求書・領収書	最長1年間 ※1年ごとの届け出必要
施設入所（1カ月以上）	○入所証明書 ○施設の請求書・領収書	
就業のため市外に居住	○勤務証明書	
その他	○不在証明書 （実際に居住している地区の民生委員・自治会長の証明） ○公共料金請求書・領収書 ※不在者の氏名・居住先の記載が必要	

※印鑑（スタンプ印不可）が必要です
※請求書・領収書は、請求を止め始める月が確認できるものをご用意ください

公共下水道への接続をお願いします

建物の所有者は、公共下水道が整備され、使用できるようになると、6カ月以内に排水設備を設置し、公共下水道に接続しなければなりません。くみ取り便所は、3年以内に水洗便所へ改造し、公共下水道に接続しなければいけません。

▼排水設備の設置工事
必ず、指定工事店へ申し込みしてください。指定工事店は市ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。

問市庁舎本館2階
下水道業務課
TEL0897－52－1224
問東予総合支所　建設管理課

水洗便所改造資金の融資をご利用ください

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事や、浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事に対し、市では資金の融資をあっせんしています。

▼融資の対象者
○自己資金による改造が困難
○市税、受益者負担金、分担金などの滞納がない
○公共下水道供用開始日から3年以内に行う工事
○生計が別で市内に住所のある連帯保証人がいる

▼融資限度額
○**くみ取り便所**　40万円
○**浄化槽**　30万円

▼利息　市が負担

▼償還方法
改造工事1件につき、貸付けの翌月から毎月1万円ずつ償還

▼申込先（工事着手前）
○市庁舎本館2階
下水道業務課
TEL0897－52－1224
○東予総合支所　建設管理課

合併処理浄化槽設置費・維持管理費の一部を補助します

●設置費補助

▼対象
公共下水道事業計画区域外で、個人の方が主に居住を目的とした住宅に合併処理浄化槽を設置し汚水処理未普及解消につながるもの

▼限度額
○**新築の場合**
5～10人槽　12万円
○**転換の場合**
5人槽　45万円
7人槽　61万5000円
10人槽　85万円
※「転換」とは、既存のくみ取り便槽や単独処理浄化槽（トイレ汚水のみ処理する浄化槽）を合併処理浄化槽に設置替えすること

●維持管理費補助

▼対象
公共下水道供用開始区域外で、住宅に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置し、浄化槽法に基づく保守点検・清掃（清掃は毎年実施が条件）・法定検査を適正に行っている方
※該当する合併処理浄化槽を設置している方には、（公社）愛媛県浄化槽協会が法定検査実施時に申請書を配布（申請は検査実施の翌年度内まで）

▼補助金額
合併処理浄化槽1基につき1回目の申請から10年間、1年度当たり1万円

問市庁舎新館2階　衛生課
TEL0897－52－1461
※いずれの補助金も予算の範囲内での交付となります

新型コロナウイルス感染症の影響で、掲載内容は変更の場合があります。最新情報は市ホームページをご確認ください。

ごみ減量化・堆肥化・再資源化推進へ補助金を交付します

●生ごみ処理機などの購入費

▼対象　市内の一般家庭

▼補助率

○生ごみ処理機　2分の1（上限2万円・1世帯1基まで）

○生ごみ処理容器　2分の1（上限3000円・1世帯2基まで）

●資源リサイクル活動奨励補助金

▼対象　資源物の集団回収を行う団体（事前に登録が必要）

▼補助対象団体の要件

○地域住民20人以上で構成する営利を目的としない団体

○資源物を市内のリサイクル業者に持ち込む

○回収経費は全て団体が負担

▼補助金額　1kgにつき4円

▼補助対象の資源物　新聞、雑誌、ダンボール、スチール缶、アルミ缶

※事業活動に伴うものを除く

問市庁舎新館2階　衛生課　TEL0897−52−1461

問各総合支所　市民福祉課

固定資産課税台帳の閲覧　土地・家屋の価格等の縦覧

令和4年度は、固定資産税の価格を据え置く第2年度に当たるため、土地・家屋の評価替えは行っていません。

しかし①新たに固定資産税の対象となった家屋②土地の地目変更、家屋の増改築などで基準年度（令和3年度）の価格によることが適当でない土地・家屋は、新たに評価を行い、価格を決定しています。宅地の価格は、地価の下落によって価格を修正している場合があります。

▼閲覧・縦覧期間　4月1日(金)〜5月2日(月)　8時30分〜17時15分

※土・日曜日、祝日は除く

▼固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者、賃借権・その他の利用収益を目的とする権利者は閲覧できます。閲覧期間以外は、閲覧手数料が必要です。

▼土地・家屋価格等の縦覧

納税者が、本人の所有する土地や家屋の価格と周辺の土地や家屋の価格を比較し、価格の適正性を判断できる制度です。価格比較の目的以外での縦覧は、お断りする場合があります。縦覧帳簿の記載内容は次のとおり。

○土地価格等縦覧帳簿

土地の所在、地番、地目、地積、価格

○家屋価格等縦覧帳簿

家屋の所在、家屋番号、種類、構造、建築年次、床面積、価格

▼持ち物

本人確認のための運転免許証、健康保険証など

▼閲覧・縦覧場所・問合せ

○市庁舎本館2階　資産税課　TEL0897−52−1325

○各総合支所　総務課税務係

石綿による疾病の補償・救済制度のお知らせ

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合、労災保険に基づく各種の労災保険給付や、石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。中皮腫などで亡くなった方が過去に石綿業務に従事されていた場合、労災保険給付等の支給対象となる可能性があります。愛媛労働局か最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

問愛媛労働局　労働基準部労災補償課　TEL089−935−5206

詳細は▼

4月は「世界自閉症啓発デー」・「発達障害啓発週間」

4月2日(土)は国連が定める世界自閉症啓発デー、4月2日(土)〜8日(金)は、発達障害啓発週間として、全国でさまざまな取り組みを実施。当市でもより多くの方に、自閉症をはじめとする発達障害への理解を深めてもらうため、市庁舎新館でシンボルカラーの青色にライトアップします。

▼期間　4月2日(土)〜8日(金)

問市庁舎本館1階社会福祉課　TEL0897−52−1214

自閉症など発達障害について考える機会に

市長と井戸端会議

市長が、市民の皆さんの声を直接お聴きします。皆さんのご参加をお待ちしています。

▶対象　市内各地域で活動する自治会などのグループや団体（1グループ当たり45分程度。テーマを決めての自由討論形式）

▶日時・場所　○5月19日(木)　9時〜12時　小松総合支所（先着3団体）
○5月20日(金)　14時〜17時　東予総合支所（先着3団体）

▶参加方法　4月28日(木)までに本庁シティプロモーション推進課、または開催場所の各総合支所総務課へ申し込みが必要です。

※当日の様子はホームページなどに掲載する予定です

▶問合せ
○市庁舎本館3階　シティプロモーション推進課　TEL0897−52−1694
○各総合支所　総務課

問＝問合せ　申＝申込先

イベント・講座　健康・福祉　子育て・教育　お知らせ　募集　相談

募集　令和4年度危険物取扱者試験（第1回）

▼試験の種類　甲種、乙種（第1〜6類）、丙種

▼試験日時　6月26日(日)

▼受験地　愛媛大学など

▼願書受付期間

○書面申請　4月12日(火)〜22日(金)

○電子申請　4月9日(土)〜19日(火)

▼願書配布先　西条市消防本部予防課、西消防署、東予地方局防災対策室

▼書面申請の提出先　消防試験研究センター愛媛県支部（松山市）TEL089−932−8808

※土・日曜日、祝日を除く9時〜17時

▼電子申請に関する問合せ　消防試験研究センター　TEL0570−07−1000

▼その他の問合せ　消防本部　予防課　TEL0897−56−0251

詳細は

認知症みまもりねっと　家族や身近に、徘徊（はいかい）が心配な方はいませんか？

問合せ　市庁舎本館1階　包括支援課　TEL0897−52−1412

市では、認知症になっても安心して暮らせるまちを市民の手によってつくっていくことを目指しています。「認知症みまもりねっと」は、認知症の方を地域で見守る仕組みです。徘徊の心配がある方の情報を事前に登録し、状況を警察と共有することで、万が一に備えることができます。ぜひご登録ください。また、地域での見守りにもご協力をお願いします。

申し込み（情報の登録）

対象　市内にお住まいで認知症などにより徘徊の心配がある65歳以上（若年性認知症含む）の方

申込方法　申込先にある申込書を窓口に提出（申込書は市ホームページからもダウンロード可）

申込先

○市庁舎本館1階　包括支援課　TEL0897−52−1412

○東予総合支所　市民福祉課

○地域包括支援センター西条北部、西条南部、西条西部・小松、東予、丹原（地域包括支援センターの詳細は28ページ）

詳細は▼

地域で一緒に見守りをお願いします

西条市安全・安心情報お届けメール

「西条市安全・安心情報お届けメール」に登録いただくと、行方不明者情報がメールで届きます。届いた際は、可能な限りの捜索・情報提供にご協力ください。

登録方法　①m-saijo@xpressmail.jp（右二次元コード）に空メールを送信。
②返信メールに記載のアドレスにアクセスし、希望する情報「防犯情報」にチェック。

認知症サポーター養成講座

認知症の方の考え方や行動を知り、より良い接し方について学ぶ講座です。お気軽にお問い合わせください。

詳細は▼

登録者には自治体名と登録番号が印字されたアイロンシールや反射ステッカーを交付します

アイロンシール
貼る対象：衣類など、アイロンで添付できるもの

反射ステッカー（黄色）
貼る対象：靴やつえなど

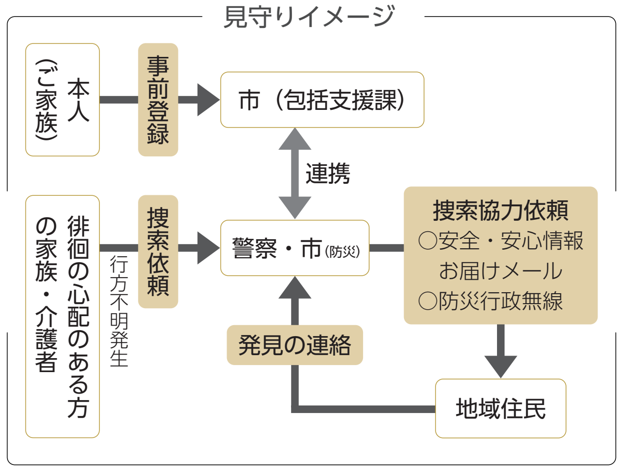

※発見後は「安全・安心情報お届けメール」で発見の連絡が届きます

新型コロナウイルス感染症の影響で、掲載内容は変更の場合があります。最新情報は市ホームページをご確認ください。

シルバー人材センター出張入会説明会

▼対象　市内在住の原則60歳以上の退職者などで、シルバー人材センターの趣旨に賛同し、働く意欲のある健康な方
※入会には、申込書を提出し、理事会の承認が必要

▼場所・開催日
○東予総合福祉センター
5月10日(火)・7月12日(火)
○総合福祉センター
4月12日(火)・6月7日(火)
○小松総合支所
4月13日(水)・5月11日(水)・6月8日(水)・7月13日(水)
※4月25日(月)には女性限定入会説明会を開催

▼時間　13時30分～

問 西条市シルバー人材センター（小松総合支所内）
TEL0898－76－3670

多くの方のご参加お待ちしています

自衛官募集

●自衛官候補生
▼応募資格　18歳～33歳未満
▼受付期間　通年募集

●技術海・空曹および技術海上・航空幹部
▼試験日
○海・空曹　6月17日(金)
○海上・航空幹部　6月20日(月)
▼受付期限　5月20日(金)必着
※応募資格、試験場などの詳細はお問い合わせください

●自衛官等募集説明会
▼日時　4月8日(金)
18時～19時
▼場所　東予総合福祉センター
▼内容　自衛隊の活動と福利厚生・勤務体系、募集種目など

問 自衛隊新居浜出張所
TEL0897－32－5396

説明会も実施しています

2022西条さくら咲く展　展示作品募集

▼展示期間　4月26日(火)～5月5日(木)
▼募集作品　「西条の桜」をテーマにした絵画、写真、書、立体作品など
▼応募方法　丹原・総合文化会館にある応募票に必要事項を記入し、作品の裏面に貼り付け、丹原文化会館までお持ちください。
※1人3点まで
▼応募期間　4月12日(火)～17日(日)

問 丹原文化会館
TEL0898－68－3555

令和4年度愛媛県警察官募集

▼応募資格　令和4年4月1日現在、17歳～34歳未満で、大学卒業者または令和5年3月31日までに卒業見込みの方
▼受付期間　4月1日(金)～18日(月)
▼試験日（合格発表日）
○一次試験　5月7日(土)・8日(日)（5月下旬）
※1日目は体力試験、2日目は教養試験を実施
○二次試験　6月上旬～中旬（6月下旬）

問 西条西警察署
TEL0898－64－0110
問 西条警察署
TEL0897－56－0110

地域を守る方を募集中です

相談

緩和ケアこころの相談室

▼日時　4月25日(月)
14時～17時（予約制）
▼場所　総合福祉センター
▼内容　がんや長期療養、在宅医療を受ける方やその家族、遺族のこころの痛みのカウンセリング。

申 市庁舎本館1階包括支援課
TEL0897－52－1412

地域包括支援センターで高齢者の介護・福祉・医療などを支援します

地域包括支援センターは、高齢者とそのご家族が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けられるように支援する総合相談窓口です。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などが中心に、地域で暮らす高齢者の皆さんの介護・福祉・医療などを支援します。

4月1日(金)から地域包括支援センターは5カ所になります。新たに設置されるセンターの詳細は次のとおりです。（その他センターの詳細などは28ページに掲載）

●西条市地域包括支援センター西条西部・小松（小松総合支所内）
▼担当地区
氷見・橘・禎瑞・大保木・小松地区全域
TEL0898－52－8221

●西条市地域包括支援センター丹原（丹原総合支所内）
▼担当地区　丹原地区全域
TEL0898－35－3427

問 市庁舎本館1階包括支援課
TEL0897－52－1412

問＝問合せ　申＝申込先

西条市庁舎	TEL0897－56－5151	東予総合支所	TEL0898－64－2700
丹原総合支所	TEL0898－68－7300	小松総合支所	TEL0898－72－2111

くらしの相談　―困り事があるときはご相談を―

※原則、祝日・年末年始を除く

相談種類	日時	場所	問合せ
行政相談	4月12日(火)　10時～12時	丹原総合支所2階会議室	相談内容　総務省愛媛行政監視行政相談センター　TEL089－941－7701 日時・場所　市庁舎新館1階市民生活課　TEL0897－52－1243 各総合支所総務課
	4月12日(火)　13時～15時	市庁舎新館1階市民生活課	
	4月15日(金)　13時～15時	小松公民館	
	4月19日(火)　10時～12時	東予総合支所1階面接室	
人権相談	4月14日(木)　13時～17時	氷見公民館	市庁舎新館4階人権擁護課　TEL0897－52－1360
	月～金曜日　8時30分～17時15分	松山地方法務局西条支局	松山地方法務局西条支局　TEL0570－003－110
法律相談（受付4月1日(金)～、先着11人）	4月13日(水)・27日(水)　13時～17時	市庁舎新館1階市民生活課	市庁舎新館1階市民生活課　TEL0897－52－1243
	4月20日(水)　13時～17時	東予総合支所1階面接室	東予総合支所総務課
	弁護士が解決の糸口となる助言を行います。相談内容を整理しておいてください（事前予約、1人15分。マスク着用）。		
消費生活相談	月～金曜日　8時30分～17時15分	市庁舎新館1階 消費生活センター	市庁舎新館1階消費生活センター TEL0897－52－1495
司法書士法律無料相談（相続、遺言、借金相談含む）	4月6日(水)　10時～12時 （受付11時15分まで）	丹原公民館	愛媛県司法書士会（池田）　TEL0898－68－3373
不動産無料相談	4月8日(金)　13時～15時	西条宅建協会 （明屋敷57－11市役所前）	西条宅建協会　TEL0897－55－0988
	4月11日(月)　13時～15時	※希望者は事前にお問い合わせください TEL0898－64－5000（西条商工会議所東予支所）	
若者就労支援出張相談会	4月12日(火)・19日(火)　13時～17時	ハローワーク西条	東予若者サポートステーション TEL0897－32－2181
家庭児童相談	月～金曜日　8時30分～17時15分	市庁舎本館1階 子育て支援課	市庁舎本館1階子育て支援課 TEL0897－52－1370（家庭児童相談） TEL0897－52－1373（DV・婦人相談、自立相談）
DV・婦人相談			
母子父子寡婦自立相談			
心配ごと相談（社協：西条市社会福祉協議会）	月～水曜日　13時～16時	総合福祉センター	社協西条支所　TEL0897－53－0880
	金曜日　9時～12時	東予総合福祉センター	社協東予支所　TEL0898－64－2600
	第2・4木曜日　13時～16時	丹原福祉センター	社協丹原支所　TEL0898－76－2433
	第1・3・5木曜日　13時～16時	小松地域福祉センター	社協小松支所　TEL0898－72－6363
補聴器相談会	4月20日(水)　10時～15時	市庁舎新館1階相談室3	市庁舎本館1階社会福祉課 TEL0897－52－1214
	4月28日(木)　10時～15時	東予総合福祉センター2階 研修室2	
精神障がい者の家族相談会	4月21日(木)　13時30分～15時30分	総合福祉センター2階 社会活動団体室	さくら家族会（さくらんぼハウス内） TEL0897－53－1803
ヤングテレホン	月～金曜日　8時30分～17時	（電話相談）	TEL0897－52－2828（青少年育成センター）
24時間子供SOSダイヤル	毎日24時間受付	（電話相談）	TEL0120－0－78310

SNSでさまざまな情報を発信中！

西条市は、さまざまなソーシャルメディアから情報を発信しています。ぜひ、友だち登録や「いいね！」をお願いします。

広報さいじょうをスマホで！

無料アプリ「マチイロ」でスマートフォンやタブレット端末から、いつでもどこでも広報紙をご覧いただけます。

人口のうごき

（住民基本台帳登録数）
2月末日現在（前月比）

人口
106,553人（－110）

世帯数
50,554世帯（－19）